

1 社随意契約する理由

契 約 名	特下山修第8号 桑川浄化センター返送汚泥切換弁駆動部現地分解整備工事
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による 桑川浄化センターの返送汚泥切換弁が経年劣化により汚泥漏れを起こしている。 このままでは浄化センターの維持管理に支障を来たすことから、駆動部の現地分解整備を行いたい。 返送汚泥切換弁の製造業者であり、駆動部の現地分解整備が唯一可能な下記業者と1社随意契約を行うもの。
随意契約の相手方	新潟市中央区東大通1丁目3番10号 株式会社前澤エンジニアリングサービス 新潟営業所 所長 鈴木 和久